

<資料>

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介
藤山愛一郎
石井光次郎
足立正
朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パーソンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

昭和35年6月23日条約第7号

第一条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び二十一才未満の子
 - (2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和32年5月16日法律第104号

最終改正：平成17年3月25日法律第5号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号

最終改正：令和3年6月30日政令第189号

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第一項の固定資産）

- 第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。
- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

（市町村助成交付金の交付）

- 第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額

二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額(次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法(昭和三十五年法律第二百十一号)第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が五億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあつては、当該十分の七に相当する額)を控除した額とする。

第四条 ~省略~

(土地、建物又は工作物の価格)

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

第六条から第九条 ~省略~

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

第十一条から第十二条 ~省略~

(事務の区分)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(5) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）

昭和45年11月6日自治省告示第224号

最終改正：平成23年10月28日総務省告示第459号

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付金については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域をいう。
- 2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。
- 2 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

昭和49年6月27日法律第101号

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

- 2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

- 2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

- 2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条から第十八条 ～省略～

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 ~省略~

(7) C経路対策委員会報告書(抄)

平成6年11月30日

1. はじめに

陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場(千歳地区)を結ぶ装軌車の通行経路は、千歳市道祝梅根志越線他3路線及び国道337号からなる延長約10kmの公道で、通称C経路と呼ばれている。

戦後、東千歳に駐留した米軍の機甲車輛の実弾による砲撃等の演習は、島松演習場で行なわれ、その機械力を移動するために、市内を通過するA経路、千歳飛行場の南側を通行するB経路が順次使用されたが、昭和37年の第7師団発足後は専らC経路が使用されるようになり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ最重要路線となったものである。

当初は、現在のコースのうち南28号から年月の経過と共に東10線、9線、8線を通行しており、市街化が進むと共に東7線に定着したが、国鉄千歳線(当時)、国道36号と平面交差であったことから、交通量の増加に伴い次第に横断が困難となった。

また、未舗装であったために、降雨時は泥濘化して一般車両の通行が困難となり、日照時には大量の砂塵が舞い上がり農作物に影響を与える等大きな問題となったところである。

こうした状況の中で、東5線から国鉄、国道を高架として東4線を通行して北海道大演習場へ入るといった経路の一部変更が計画され、昭和41年ごろから用地交渉が開始されたが、政治的、社会的に大きな問題となり交渉も難航した。

計画は、第3工業団地造成の契機となる等紆余曲折を重ねながらも、昭和44年度に用地買収を完了し、47年11月に砂利道として整備が完了している。

一方、道路の損壊や砂塵対策のために、昭和43年に防衛施設庁所管の障害防止対策事業としてコンクリート舗装による整備が採択され、15年の歳月と10億円の事業費をもって昭和58年に全線の舗装が完了し、現在の姿となったものである。

しかしながら、舗装がコンクリートであることから、どうしても騒音振動が大きく、また演習場から装軌車に付着した土砂が砂塵化すること等が新たな問題となり、頻繁な装軌車の通行に伴ってC経路沿線地域からは、生活環境、営農或は営業上の支障を理由に苦情や対策を求める要望が続いている。

千歳市は、第7師団、第2航空団等多くの部隊が所在しており、自衛隊と共存して発展してきた街である。

これらの基地は、国防という国家の要請に基づいて所在していることから、基地の継続的、安定的使用には協力していかなければならないが、同時に基地の所在又は運用によって市民生活に与える諸障害の解消や緩和対策は、国民全体の負担を持って、国の施策の中で解消すべきものと考えており、C経路に関わる問題についても、国等関係機関に対し、これらの解消或は緩和のための恒久対策を要望してきたところである。

演習場から付着して砂塵化する土砂は、平成元年度の戦車洗淨施設の完成により大幅に減少したところであるが、騒音振動の緩和或の軽減については、今日まで効果的な対策が見出せない状況が続いている。

自衛隊の装軌車は、定められた手続きを経てC経路を自走しており、引き続き自走による移動を行なう場合、千歳市の都市計画が南27号以南地域に市街化区域を想定していることから、C経路は住居系開発との競合を避けることが出来ず、装軌車の通行経路の位置付けと適切な対策を確立することが急務である。

C経路対策委員会は、このような状況の中で、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場（千歳地区）を結ぶ自衛隊装軌車の通行経路について、関係する庁内行政各部門との調整を図りながら、ルート変更の可能性をはじめとする諸対策を検討し、所要の施策を整理するため平成5年2月12日に設置され、以来9回の委員会を開催してきたところである。

その検討結果をまとめたので、以下のとおり報告する。

2. 新ルートの可能性の検討

C経路対策委員会は、C経路沿線地域から寄せられた苦情や要望に応えるため、C経路の現況を再認識すると共に、基本的には住居系との整合性を重視し、現ルート以外の装軌車の通行経路を想定して、各々のルートの課題等を整理しながら、新たなルートを設定することの可能性を検討した。

(1) 障害の原因及び現況

①装軌車の頻繁な公道使用

近年、自衛隊の機甲車輛及び装備・装置の近代化、大型化と共に装軌車の公道自走が頻繁となり、C経路沿線住民の生活環境や事業経営等に種々の障害をもたらしている。

ア、現況コンクリート舗装道路の幅員狭小

大部分の舗装幅員が7mであるため、すれ違い、追越し等の際通行速度の違いもあり、円滑な通行が図れない。

イ、装軌車のキャタピラによる路面の損傷

路面の損傷、摩耗が進み、目地材の突出、亀裂、路肩の損傷や段差が生じており、通常の維持管理が困難である。

ウ、橋梁の耐荷重不足の懸念

通行する装軌車量の重量から橋梁の劣化が進み、補強又は通行の制限をしなければならない。さらに、経年によるひび割れ等、通常監視、見回りが不可欠とされ、安全性が懸念される。

エ、市民生活の安全対策

歩道が未整備の状況にあり、生活道路、通学道路等の用に供している公道としての役割が万全でない。

②生活環境等との整合性

生活上、事業経営場の整合性を図るといふ視点において、また、今後の市街化区域の進行に伴い、このC経路沿線の環境保全対策が不可欠である。

ア、騒音振動の増大

装軌車の通行に伴う著しい振動騒音により、C経路沿線に多大な影響を与えている。

その騒音振動のレベルについては、数次にわたり測定を実施しているが、いずれも大きなピーク値を記録している。

なお、騒音振動により電話、日常会話の通話困難、大型機甲車輛とこの騒音振動の圧迫感、恐怖感による不快、不安、農畜産経営上の阻害について苦情が多いが、因果関係と損害が立証される場合を除き、このことが直ちに損失補償に結びつくものと考え難い。

イ、住居系との整合性

住居系土地の充足が急務であり、C経路沿線地域の宅地開発のメリットを著しく阻害しており、傷害の波及化は避けられない。

(2) ルート変更の検討

現C経路以外の装軌車の通行経路を求めるため、当初は5本の変更ルートを想定したが、最終的にはこれを3本の案に絞り、ルート変更の可能性を検討した。

なお、各ルート案は、市道用地を活用しながら用地幅員8m、現C経路と同じ構造の道路を想定し、緩衝地帯の設置は考慮していない。

①最終ルート変更案

A案：現通用門～放水路沿い（放水路東側又は西側）を北上～横断自動車沿いを西行～東3線を横断自動車道沿いに南下

D案：駐屯地正門付近から南長沼用水路南側に沿って西行～千歳基地内を国道36号及び千歳インターゴルフ場を沿いに西行～千歳インターチェンジを迂回し演習場へ

E案：現通用門～千歳バイパス沿いに西行～東3線を横断自動車沿いに南下

②ルート変更案の問題点

- ア、ルート沿線住民の理解を得ることが出来るのか。
- ・沿線戸数の多少はあるが、振動・騒音・砂塵問題に拒否反応が起こる。
 - ・用地の割愛に同意を得ることが難しい。
 - ・沿線に緩衝地帯を設置する場合、更に用地を必要とする。
 - ・ルート沿線に新たな問題の発生を招く。
- イ、ルート変更により自衛隊（国）の理解を得ることが出来るのか。
- ・自衛隊側の必要性に基づくルート変更でない。
 - ・走行距離及び移動時間が増となり、経費が掛かる。
- ウ、各ルートの道路造成に多額の費用を必要とする。
- ・道路の損壊及び砂塵の防止のために、C経路と同様のコンクリート舗装を必要とする。
 - ・大規模工作物の新設が多い。
 - ・現C経路に相当の費用を投入しており、新たな負担（補助）に理解を得ることが難しい。
- エ、関係機関（国、道、開発局、道路公団、JR等）との調整を必要とする。
- ・他事業の進捗状況と整合性が取れるのか。
 - ・他事業の完成年次が不明である。
 - ・規模の大きな施設の利用を変更しなければならない。
- オ、代替ルート実現までの現C経路の対策をどうするのか。
- ・短時間にルート変更が出来ない場合、現状を放置することはできない。

（3）検討結果

C経路対策委員会は、新たなルート設定の可能性を積極的に探ってきたが、想定したいずれのルートも千歳川放水路計画などの大規模な事業と関わり、これらの事業が不透明な要素を抱えながら事業期間が長期に亘ること、或いは規模の大きな施設の利用を変更しなければならないこと等を考えあわせたとき、想定したルート沿線地域住民の了解と関係機関等の合意を得て、短期間にルート変更を実現することは極めて困難であると判断したところである。

従って、C経路対策委員会としては、ルート変更の可能性を求める余り、長期に亘って現状の公共施設の整備（道路整備等）に手を付けないことは、現行C経路沿線地域における生活環境又は事業経営や地域の開発に及ぼしている影響から見て公平を失うと考え、現行C経路において抜本的な対策を講ずることが最善であるとの結論に至ったものである。

3. C経路対策の基本方針

C経路においては、頻繁な装軌車の通行に起因して、安全かつ円滑な交通及び、その騒音振動による生活環境への影響等が大きな問題となっていることから、装軌車通行時のC経路交通の安全及び沿線地域の環境保全に対する基本的な対策を、次の通りとした。

（1）道路構造の改良

コンクリート道路の拡幅、歩道の新設、路面の補修改良並びに橋梁の補強及び架設を必要に応じて実施する。道路構造は、都市計画道路である28号通の幅員20mを基本に整備するものとする。

①車道の拡幅及び歩道の新設

車道幅員を11mに拡幅し、両側に歩道4.5mを設置する。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）については、現況（車道幅員11m、歩道2.5m）のままとする。

②道路用地の確保

現況道路用地幅員は、東千歳駐屯地から国道337号（延長≒1,730m）は9m、10線中通からJR千歳線（延長≒3,860m）は14.54mであり、上記車道拡幅及び歩道の設置のために必要な用地を確保する。

③橋梁の架け替え、拡幅、補強

第2祝梅橋、第1メムシ橋、勇舞28号橋、JR跨線橋、国道36号上長都陸橋の架け替え、拡幅、補強工事を必要に応じ実施する。

④その他

路面の補強、補修等必要な付帯工事一式を実施する。

(2) 緩衝地帯の配置

装軌車自走の特殊性から、市民生活環境等との整合性を図るため、緑地帯、公共空地等の緩衝空間を適正に配置し、市民生活との整合性に配慮する。

①緩衝地帯の新設

道路端から40mを緩衝地帯とする。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）沿線については、工業専用地域であることから、道路用地幅員（22m）の中で、植樹等により騒音振動の緩和を図る。

②緩衝地帯の土地利用

緩衝地帯に、沿道サービス、緑地帯、公共空地等を適正に配置する。

なお、緑地帯は、15m幅を基本とする。

③緑地帯等用地の確保

沿道サービスを除き、緑地帯等の配置に必要な用地を確保する。

④その他

緑地帯等設置工事及び必要な付帯工事一式を実施する。

(3) 交通安全対策

交通事故の防止を図るため、道路構造の改良を行なうと共に、交通量等の動向を見極めながら交通安全施設の設置等を行なう。

①交通安全施設の設置

道路管理者として、必要な交通安全施設を設置する。

②信号機等の設置

関係機関に対し、信号機等の設置を要請する。

③道路線形の一部見直し

交通安全に資するため、道路線形の一部見直しを行ない、線形の改良を必要とする場合は適正な措置を講ずる。

(4) その他

住居系開発計画に当たっては、緩衝地帯と住居の用に供する土地との間に、C経路に平行した区画街路を配置するように努めるものとする。

4. 装軌車走行要領の改善要請

装軌車走行時の騒音振動の軽減及び交通の安全並びに沿線住民の意向に配慮した走行要領の改善を要請する。

(1) 走行要領の改善

引き続き装軌車の走行速度、車間隔及び統制員の配置等を検討のうえ改善されるよう要請する。

(2) 通行時の安全徹底

これまで以上に操縦技量の向上に努め、歩行者、一般車輛及び装軌車の通行安全をより徹底されるよう要請する。

5. 緩衝地帯の幅員の考察

(1) 自衛隊の特殊車輛の通行手続き

車輛の幅、重量、高さ、長さ等は、道路構造の保全、交通の危険防止のため、その最高限度が定められており、この最高限度を超える車輛、いわゆる特殊車輛については、道路法により道路管理者が通行の条件を付して通行を許可することが出来ると規定されている。

しかし、自衛隊法上の行動のため使用される車輛並びに部隊、自衛隊の機関の編成、配置及び教育訓練のため使用される車輛のうち、特殊車輛の通行については、道路保全のため必要な処置を講ずることによって通行が認められている。

この場合の自衛隊の特殊車輛の通行手続きは、防衛庁と建設省の「覚書」により、自衛隊が道路情報便覧（特殊車輛通行許可限度資料）及び特殊車輛通行許可限度算定資料（建設省通達）を用いて算定し、一定の条件の範囲で通行可能と判断したときは道路管理者に「通行通知」を、不可能と判断したときは「通行通知」及び「通行照会」を提出して行なわれている。

従って、C経路の装軌車通行も上記の手続きを経て行なわれているものである。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

自動車及び原動機付き自転車の運行に伴い発生する騒音、いわゆる自動車騒音は、騒音規制法で指定地域内の限度（要請基準）を定めている。

また、自動車及び原動機付き自転車が道路を通行することに伴い発生する道路交通振動については、振動規制法により指定地域内の限度を定めている。

両法でいう自動車とは、道路運送車両法に原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具（軌条若しくは架線をうけないもの）又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、原動機付き自転車以外のものと規定されている。

しかし、騒音規制法では、総理府令によりこの自動車のうち、種別が普通自動車、小型自動車、軽自動車であるものと規定し、大型及び小型の特殊自動車を除いている。また、自衛隊法の規定により、自衛隊で使用する自動車のうち、大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車は、道路運送車両法の規定を適用しないこととなっていることから、自衛隊の装軌車は騒音規制法及び振動規制法にいう自動車に当たらない。

(3) 緩衝地帯の幅員の予測

装軌車は定められた手続きに従い通行し、騒音規制法及び振動規制法にいう自動車でないとしても、他の自動車の通行に比して騒音振動により沿線地域に大きな影響を及ぼしていることから、通行に伴う障害の軽減又は緩和を図るためには、緩衝地帯の設置が有効と考える。

この場合、装軌車への適用はないものの、騒音規制法及び振動規制法に定められた限度を満たす幅員の確保が最も良策と考えるが、一般的にもキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車騒音規制法の適用から除外されているため、騒音という視点での幅員予測は難しい。

そこで、自衛隊法では適用除外されるものの一般的にはキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車が振動規制法にいう自動車に含まれること、昭和58年に作成された千歳市緑のマスタープランにおいて、緩衝緑地帯が位置付けられていること、根志越第2土地区画整理事業の中で、戦車通過時の振動対策として緩衝地帯を設置していることから、振動に着目して緩衝地帯の幅員を予測した。

現在C経路沿線の大部分は、振動規制地域となっていないが、当該地域を振動規制法の第1種区域の道路に面する地域と仮定すると、昼間の限度値は65dBである。

この規準を満足する距離を平成5年5月13日の測定調査のピーク値（90式戦車）でもとめると、走行速度が30km/hの場合で30mの緩衝地帯があれば限度を満たす。

(4) 緩衝地帯の幅員の考察

装軌車を運用する部隊では、その走行速度をC経路の一部区間を除き内規で時速30km以下として公表しているが、振動のレベルは走行車両の重量、走行条件及び路面の平坦制、舗装構造、路面条件等の要因に左右されることから、限度を満たす最低の幅員では十分でない。

更に、将来C経路沿線の開発を考慮し、根志越第2土地区画整理事業のような沿道サービス地域としての土地利用を考えた場合、この区画整理事業と同じく、緩衝地帯は40mの幅員が必要と考える。

なお、40m地点での騒音値（ピーク値）は、時速30km走行時で74式戦車は82dB（A）、90式戦車は83dB（A）となっており、走行要領の改善或いは緩衝地帯での植樹等により、騒音値の軽減を図る必要がある。

6. C経路対策実施のための負担の考え方

(1) このC経路対策は、国の補助事業として実施を求める。

(2) 開発区域内において、C経路が存することによりC経路対策を実施し、このため土地所有者等の開発行為者に通常の開発行為における負担を上回る負担が生じないように配慮する。

(3) C経路沿線で、開発行為が行なわれない地域については、C経路の安全かつ円滑な交通のために必要な道路幅員の確保と改良及び必要な橋梁の架け換え、拡幅、補強は、国の補助事業として実施を求める。

(4) 4線大通沿線の工業専用地域の植樹等は、国の補助事業として実施を求める。また、地先の土地所有者が、この対策を補完するために所有地内で同等の措置を講じようとする場合は、これを助成する。

7. C経路対策の実施予定時期

このC経路対策は、順次段階的に取り組むものとし、今後関係機関との協議を継続的に進め、関係地権者との協議調整を図るものとする。

施策を進めるに当たり、基本的概要調査の後、基本調査、調査測量、実施設計等を実施しなければならないが、実施時期について関係機関等との調整を行なうと共に、この施策の概要について議会及び地元組織の意向聴取や調整を行ない、速やかに進めるものとする。

(8) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(抄)

平成19年5月30日法律第67号

最終改正：平成29年3月31日法律第6号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く。)を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。)をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。)第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。)をいう。

(基本理念等)

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第七条から第二十六条 ～省略～

附則抄

第一条 ～省略～

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2～5以降の附則 ～省略～

(9) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）

平成19年8月20日政令第268号

最終改正：令和3年6月30日政令第189号

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- 一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

（再編関連特別事業）

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 住民に対する広報に関する事業
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三 防災に関する事業
- 四 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五 情報通信の高度化に関する事業
- 六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八 環境衛生の向上に関する事業
- 九 交通の発達及び改善に関する事業
- 十 公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一 環境の保全に関する事業
- 十二 良好な景観の形成に関する事業
- 十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

（再編交付金を交付しない事業）

第三条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- 一 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 二 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

（再編交付金の交付）

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第二項に規定する再編実施基準日から起算して五年を経過する日（当該経過する日が平成二十九年三月三十一日以前である場合には、同日）又は平成四十四年三月三十一日のいずれか早い日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

- 2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- 一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- 二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
- 三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
- 四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
- 五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
- 六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
- 八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合

3 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで逦増させるものとする。

4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。

5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から逦減させるものとする。

6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないとき、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の目的及び内容
- 二 事業の始期及び終期
- 三 事業に要する経費の総額

2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。

3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。

4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第六条から第十四条及び附則 ～省略～

(10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（抄）

平成19年8月29日防衛省令第11号

最終改正：令和元年6月26日防衛省令第4号

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号に掲げる市町村は、その区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該駐留軍等の再編により次のいずれかに該当すること。

イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機（以下「駐留軍機等」という。）の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として次条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上の地域となること。

ロ 計器進入路の直下となること（再編関連特定防衛施設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。）。

二 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の運用の態様の変更である場合にあつては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による指定の際現にその指定を受けた再編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号。以下「防衛施設周辺環境整備法施行規則」という。）第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上の地域であること。

（音響の影響度の算定方法）

第二条 再編関連特定防衛施設の周辺地域における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度の算定方法は、次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法とする。

$$10 \log 10 \left((T0 \div T) \left(\sum_i 10^{(LAE, di \div 10)} + \sum_j 10^{((LAE, ej + 5) \div 10)} + \sum_k 10^{((LAE, nk + 10) \div 10)} \right) \right)$$

2 前項の算定方法において次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

一 LAE, di 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前七時から午後七時までの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）

二 LAE, ej 単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

三 LAE, nk 単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時までの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

四 T0 規準化時間（一秒）

五 T 一日の時間（八万六千四百秒）

3 防衛大臣は、前二項の規定による算定に当たっては、駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）が実施される再編関連特定防衛施設ごとに、当該再編関連特定防衛施設を使用する駐留軍機等の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

第二章 再編交付金

（定義）

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、法第五条第一項に規定する再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（以下「対象市町村」という。）に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

- 二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値（飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施設を廃止する場合にはその数値から一を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値から〇・五をそれぞれ減じた数値）
- 三 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における別表第三の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- 四 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値（当該駐留軍等の再編が駐留軍の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合であって法第二条第三号の施設及び区域（以下この号において「施設及び区域」という。）が所在していない市町村に新たに施設及び区域を設置するものである場合において、当該数値が一・一を下回るときは一・一）に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5$$
- 五 整備等按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第四の上欄に掲げる法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在における当該駐留軍等の再編が行われる再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該対象市町村に係る面積に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- 六 市町村整備等点数 整備等点数をこれに係る整備等按分点数に応じて按分して得た数値
- 七 装備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上である地域をその区域とする市町村若しくはその区域が当該防衛施設に係る計器進入路の直下である市町村（当該防衛施設が所在する市町村に隣接するものに限る。）（以下この条において「装備訓練関係市町村」という。）となる別表第五の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備に応じ、同表の下欄に掲げる数値（当該航空機の過半数がターボジェット発動機を有するものである場合には、その数値に一・五を乗じて得た数値）
- 八 訓練点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が装備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値
- 九 装備訓練点数 一の駐留軍等の再編について、装備点数及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5 + A$$
（この式において、Aは、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く装備訓練関係市町村の数が、一又は二である場合にあっては〇・一五、三以上である場合にあっては〇・三を表すものとする。）
- 十 装備訓練按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第七の上欄に掲げる対象市町村に係る次に掲げる式によって算出した数値に係る区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

$$a + b \div 3 + c \div 100$$
（この式において、a、b及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。
a 対象市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編について法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が七十三デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十三デシベル以上である地域の面積をヘクタールで表した数値から a を減じた数値

c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上である地域の面積をヘクタールで表した数値から a 及び b を減じた数値

十一 市町村装備訓練点数 装備訓練点数をこれに係る装備訓練按分点数に応じて按分して得た数値

十二 再編点数 一の駐留軍等の再編について、一の対象市町村の市町村整備等点数及び市町村装備訓練点数を合算した数値

十三 計画進捗率 別表第八の中欄に掲げる再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の法第四条第一項の規定による指定の日若しくは当該指定の日の属する年度後の毎年度四月一日現在の進捗状況の段階又はその実施から起算した期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合

十四 計画点数 一の駐留軍等の再編について、再編点数に年度の計画進捗率を乗じて得た数値を交付終了年度（令第四条第一項に規定する交付終了年度をいう。以下同じ。）までの年度の計画進捗率の合計で除して得た数値

十五 交付点数 年度の再編関連特定周辺市町村に係るすべての駐留軍等の再編に係る計画点数を合算した数値（当該再編関連特定周辺市町村の長が当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編について、当該年度の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の円滑かつ確実な実施の妨げとはならないが、次に掲げるいずれかの事由を当該駐留軍等の再編の実施に必要な条件として主張しており、防衛大臣が翌年度以降の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その数値に二分の一を乗じて得た数値（計画進捗率が十分の一の年度にあつては零）

イ 当該駐留軍等の再編の内容の変更

ロ 当該駐留軍等の再編の効果を損なう再編関連特定防衛施設の使用に係る協定の締結

ハ 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）その他の法令の趣旨に適合しない国の補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次号において同じ。）の交付

ニ イからハまでに掲げるもののほか、国が実施することが困難な事項

十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額（令第四条第一項に規定する年度交付限度額をいう。次条において同じ。）を算定するものとして、防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更が当該防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を考慮して交付される他の補助金等の交付の事例を勘案して、最初に法第五条第一項の規定による指定を行うときに防衛大臣が定める額

（再編交付金の額の算定）

第四条 年度交付限度額は、基本配分額に交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る当該年度の交付点数を乗じて得た額とする。

2 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る交付点数を乗じて得た額が当該年度の再編交付金の予算額を超える場合は、当該年度の再編交付金の額は、当該年度の当該予算額を当該再編関連特定周辺市町村の交付点数で按分して得た額を限度とする。

3 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編として、一の駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更が二以上の再編関連特定防衛施設にわたって行われる場合にあつては、当該二以上の再編関連特定防衛施設を一の再編関連特定防衛施設とみなして行うものとする。

- 4 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の区域が駐留軍等の再編以外の事由により減少する場合には、その減少後の区域を基礎として行うものとする。
- 5 再編交付金の額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(不可分な変化に係る点数)

- 第五条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留軍等の再編によるものと不可分である場合にあっては、それぞれの駐留軍等の再編に係る面積点数は、当該変化を一の駐留軍等の再編によるものとみなして算定した数値をそれぞれの駐留軍等の再編に係る部隊点数により按分した数値とする。
- 2 前項の規定は、第三条第二号に規定する変化について準用する。この場合において「面積点数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替えるものとする。

(再編点数の調整)

- 第六条 対象市町村の再編点数に負数のものがある場合には、当該対象市町村の再編点数は、当該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町村の正数の再編点数のうち最も大きいものから順次に相殺する。

(按分点数の調整)

- 第七条 防衛大臣は、対象市町村に係る駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加について、特別な事情があるときは、当該駐留軍等の再編について整備等点数のある対象市町村の数に相当する数値を限度として、当該特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数に数値を加算することができる。この場合において、当該特別な事情がある対象市町村が二以上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加算する数値を合算した数値は、その限度とする数値を超えないものとする。
- 2 前項の規定は、装備訓練按分点数について準用する。この場合において「整備等点数」とあるのは「装備訓練点数」と、「整備等按分点数」とあるのは「装備訓練按分点数」と読み替えるものとする。

(点数等の修正)

- 第八条 駐留軍等の再編の内容のうち特定できなかった事項を特定した場合又は第三条各号に掲げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項に変更がある場合には、それらの数値又は割合は、当該特定又は変更に応じて修正するものとする。
- 2 前項の数値の修正が再編実施交付年度前である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、再編点数から当該年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
 - 3 前項の場合において、修正を行った年度以後の計画点数が、修正前の最後の年度の計画点数の二分の一を下回るときは、修正前の最後の年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。この場合において、修正を行った年度後に計画進捗率が変化するとき、当該変化する年度以降の計画点数は、再編点数から当該変化する年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値当該変化する年度以降の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該変化する年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
 - 4 第一項の数値の修正が再編実施交付年度から計画進捗率が一である年度の最後の年度（以下「上限終了年度」という。）までの間である場合には、上限終了年度後の計画点数は、再編点数から上限終了年度以前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に上限終了年度後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を上限終了年度の翌年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
 - 5 前項の場合において、上限終了年度の翌年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えるときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。

- 6 前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画点数を超える場合に準用する。
- 7 第四項の場合において、修正後の年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回るときは、上限終了年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。
- 8 前項の場合において、対象市町村に他の駐留軍等の再編に係る再編点数があるときは、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回った点数について、当該再編点数のうち最も大きいものから順次に減じるものとする。
- 9 第一項の数値の修正が上限終了年度後である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、再編点数から当該修正を行った年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該修正を行った年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 10 第五項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。
- 11 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が遅延した場合には、遅延した年度以後の計画点数は、再編点数から遅延した年度前の計画点数（その遅延が国の行為（不作為を含む。）又は自然現象以外の事由に起因するものであって、関係する再編関連特定周辺市町村の長がその事由の解消に努め、又は協力していると認められないときは、当該計画点数及び遅延した年度の当初の計画点数）を減じて得た数値に遅延した年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を遅延した年度から交付終了年度までの計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 12 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が前項の事由に起因して遅延した場合には、その遅延した年度（その遅延が継続した年度を含む。）及びその翌年度の計画進捗率は、別表第九の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

（交付点数の調整）

- 第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編関連特定周辺市町村に係る当該再編関連特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛大臣は、当該再編関連特定周辺市町村の指定の時期その他の事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は零とすることができる。
- 2 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定により難いと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。
 - 3 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の後に、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、前条までに規定するところにより再編交付金の額を定めることが適当でないと認める特段の事情があるときは、当該再編関連特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることができる。

（市町村の合併に係る配慮）

- 第十条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合には、第三条から前条までの規定にかかわらず、これにより交付点数が減少することのないよう配慮するものとする。

附則 ～省略～

(11) 再編関連訓練移転等交付金交付要綱

平成29年3月31日防衛省訓令第26号

最終改正：平成31年3月29日 省訓第18号

(通則)

第1条 再編関連訓練移転等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺 対策事業補助金等交付規則その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付金の目的)

第2条 交付金は、訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民の生活の安定に及ぼす影響が、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、当該再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う住民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍等の再編 駐留軍再編特別措置法第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。
- (2) 防衛施設 駐留軍再編特別措置法第2条第3号に規定する防衛施設をいう。
- (3) 訓練移転等 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊が、訓練のために防衛施設を使用すること（当該使用による当該防衛施設の周辺地域における航空機騒音等の影響に特に配慮を要するものに限る。）をいう。
- (4) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。
- (5) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

(交付金の交付)

第4条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

- 2 交付金の交付については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。この場合において、同訓令第5条第3項中「20日間」とあるのは「40日間」と読み替えるものとする。

(交付の対象)

第6条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当する再編関連特定周辺市町村であって、訓練移転等による住民の生活の安定に及ぼす影響が継続することを考慮し、住民の生活の安定を図るための措置を講じることが訓練移転等の円滑かつ確実な実施を図るため必要と認められるものに対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

- (1) 訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村であること。
- (2) 駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了したこと。
- (3) 訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力をを行っていることと認められること。

(交付金を充てることができる事業)

第7条 交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付金は、同令第3条各号に掲げる事業については、交付しない。

(交付金の交付額)

第8条 交付金の交付額は、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる区分に応じ、防衛大臣が定める。

(1)定額分 住民の生活の安定に寄与する事業を切れ目なく実施するため、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の総額の5割程度を各年度に配分した額

(2)実績分 各年度の第2四半期までの過去3年間の訓練移転等の実施状況を踏まえた額

2 前項の区分に応じた交付金の交付額は、次に掲げる方法により算定した額の範囲内の額とするものとする。

(1)定額分 各年度の定額点数に駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則(平成19年防衛省令第11号。以下「省令」という。)第3条第16号により定めた基本配分額(以下単に「基本配分額」という。)を乗じて得た額

(2)実績分 実績点数に基本配分額を乗じて得た額

3 この条の規定に基づく交付金の交付額の算定に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)定額点数 基礎点数に各年度の継続率を乗じて得た数値を平成30年度(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度)から平成38年度までの各年度の継続率の合計で除して得た数値

(2)基礎点数 省令第3条第11号の規定により得られた市町村装備訓練点数(以下単に「市町村装備訓練点数」という。)から省令第3条第14号の規定により得られた計画点数のうち最も高い点数(当該点数に省令第3条第6号により定めた市町村整備等点数が含まれている場合にはこの点数を減じた点数)を減じた数値(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、市町村装備訓練点数)に2分の1を乗じて得た数値

(3)継続率 平成30年度から平成33年度までの間の各年度は1とし、平成34年度以後は毎年度0.1ずつ逓減させた割合(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度から平成35年度までの間の各年度は1とし、平成36年度は0.9とし、平成37年度は0.7とし、平成38年度は0.5とする。)

(4)実績点数 年度基礎点数に各年度の第2四半期までの過去3年間に実施された訓練移転等の回数(訓練移転等の訓練期間がおおむね7日以下、かつ、米軍からの訓練参加機数がおおむね5機以下の訓練移転等の回数は、2分の1を乗じて得た回数)の平均(最後に実施された訓練移転等の後、各年度の第2四半期までの過去3年間に訓練移転等が実施されないこととなったときは、そのときから2年間に限り、訓練移転等が1回実施された場合の訓練移転等の回数に4分の1を乗じて得た回数を訓練移転等が実施されなかった年数で除して得た数値)及び訓練移転等の影響の程度その他訓練移転等の実施状況を考慮した数値を乗じて得た数値

(5)年度基礎点数 第2号に規定する基礎点数を平成30年度(平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度)から平成38年度までの年度の数で除して得た数値

4 前項の交付金の交付額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(オスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額)

第9条 普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した訓練移転等(日米共同訓練に限る。以下「オスプレイの訓練移転等」という。)に係る前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1)第6条第1項第1号に規定する再編関連特定防衛施設は、オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場に限るものとする。

(2)オスプレイの訓練移転等の拠点となる飛行場及び訓練を実施する演習場であって再編関連特定防衛施設ではない防衛施設については、再編関連特定防衛施設と、当該飛行場及び当該演習場に係る市町村であって再編関連特定周辺市町村ではない市町村については、再編関連特定周辺市町村とそれぞれみなすものとする。

(3)第6条第1項第2号及び前条第1項第1号の規定は適用しない。

(4)前条第1項第2号に規定する実績分は、各年度の第2四半期までの過去1年間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

(5)前条第3項第4号に規定する実績点数は、年度基礎点数にオスプレイの訓練移転等の実施状況その他オスプレイの訓練移転等の影響の程度等を考慮した数値を乗じ、前号に規定する期間にオスプレイの訓練移転等を実施した再編関連特定周辺市町村の数で按分して得た数値とする。

(6)前条第3項第5号に規定する年度基礎点数は、市町村装備訓練点数（省令別表第6他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）の項に掲げる数値を用いて算出するものとする。）に2分の1を乗じ、平成29年度から平成38年度までの年度の数で除して得た数値とする。

（交付金を充てることができる経費等）

第10条 交付金を充てることができる費用及び交付の手続については、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付に関する規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付金のうち平成39年度以降に繰り越されるものについては、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月30日省訓第26号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（再編関連訓練移転等交付金 交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

2 第28条の規定による改正後の再編関連訓練移転等交付金交付要綱第9条に規定するオスプレイの訓練移 転等に係る交付金の交付額は、平成30年度に限り、同条第4号の規定にかかわらず、平成29年4月から平成30年9月までの間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(12) 国有資産等所在市町村交付金法（抄）

昭和31年4月24日 法律第82号

最終改正：令和3年3月31日 法律第7号抄

（用語の意義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。
- 二 固定資産 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。
- 三 土地 地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。
- 四 家屋 地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。
- 五 償却資産 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。

（市町村に対する交付金の交付）

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

- 一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（a）の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項の国有林野に係る土地
 - 四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるもの並びにダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）を除く。）
 - 五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）を除く。）
 - 六 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十九条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産
- 2 国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。
- 一 皇室の用に供する固定資産
 - 二 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産
 - 三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二条第一項第二号（同法第十九条又は第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が保護を要する生活困窮者の収容の用に供する固定資産
 - 四 地方税法第三百四十三条第六項の土地又は農地で、国が買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間において国が所有するもの
 - 五 国有林野の管理経営に関する法律第十条第一号又は第十七条の三第一号の分収造林契約又は分収育林契約の目的たる国有林野（国有林野法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十七

号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。)で当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるものが造林者又は国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二に規定する費用負担者であるものに係る土地(分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分)

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第二条の規定により使用させている固定資産

七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八条第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産(第二号に掲げるものを除き、住宅(専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。))及び住宅の用に供する土地を除く。)並びに同条第九項各号に掲げる固定資産

八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの

3 国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

4 国は、独立行政法人又は国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。)に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十条の固定資産税(以下「固定資産税」という。)を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

5 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

(交付金額の算定)

第三条 市町村交付金として交付すべき金額(以下「交付金額」という。)は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。

2 前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。

3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二条第一項の台帳若しくは物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十六条の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳(以下「国有財産台帳等」という。)に記載され、又は記録された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の各省各庁の長(以下「各省各庁の長」という。)又は地方公共団体の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産(第十条第一項に規定する固定資産を除く。)については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十条第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

第四条から第十条は省略。

(交付金の請求)

第十一条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(交付金の交付)

第十二条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする

第十三条から第二十二條、附則は省略。